○登録認証機関等に関する規則(平成十七年文部科学省令第三十七号) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

第十五条 第二十九条 同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。 表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。 三~六 (公示) (公示) 十一条の四の規定による届出 て読み替えて準用する法第四 ったとき。 更に係るものを除く。 よる届出 法第四十一条の十六におい 法第四十一条の四の規定に 略 略 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、 (略) (代表者の氏名の変 改 があ 正 略 略 略 略 略 後 それぞれ同 それぞれ 第二十九条 第十五条 同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。 表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。 三~六 (公示) 十一条の四の規定による届出 て読み替えて準用する法第四 よる届出があったとき。 法第四十一条の四の規定に 法第四十一条の十六におい 略 略 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、 略 改 正 略 略 略 略 略 前 それぞれ同 それぞれ

		hih:				hehr:		
二 法第四十一条の二十二にお	一 (略)	一人の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。第五十七条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には(公示)	三~六 (略)	二 法第四十一条の十八におい 一条の四の規定による届出 十一条の四の規定による届出 (代表者の氏名の変更に係る ・	一 (略)		三~六 (略)	(代表者の氏名の変更に係る
(略)	(略)	「掲げる事項を官報で公示しなければならない。 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ	(略)	(略)	(略)	14,	(略)	
		れ ぞ れ				そ れ ぞ れ		
<u> </u>	_	第五十七条 同表の下	三		_	第四十三条	三	
法第四十一条の二十二にお	略)	┃ 欄	三~六 (略)	があったとき。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(略)	欄に掲げる事項を宮文部科学大臣は、	三~六 (略)	があったとき。
(略)	(略)	に掲げる事項を官報で公示しなければならない。 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ	(略)	(略)	(略)	『報で公示しなければならない。次の表の上欄に掲げる場合には、	(略)	

	tote:				htt:		
一 (略)		三~六 (略)	二 法第四十一条の二十四にお いて読み替えて準用する法第 四十一条の四の規定による届 四(代表者の氏名の変更に係 るものを除く。)があったと	(略)		三~六 (略)	いて読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届四十一条の四の規定による届き。
(略)	報で公示しなければならない。 次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ	(略)	(略)	(略)	に掲げる事項を官報で公示しなければならない。文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ	(略)	
-							
(略)	同表の下欄に掲げる事項を官報で公第八十四条 文部科学大臣は、次のま(公示)	三~六 (略)	出があったとき。 出があったとき。 出があったとき。	一 (略)	同表の下欄に掲げる事項を官報で公第七十一条 文部科学大臣は、次のま(公示)	三~六 (略)	田十一条の四の規定による届 出があったとき。
(略)	掲げる事項を官報で公示しなければならない。部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ	(略)	(略)	(略)	に掲げる事項を官報で公示しなければならない。文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ	(略)	

 第						
表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。第百七条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には(公示)	三~六 (略)	こ 法第四十一条の三十二にお 四十一条の四の規定による届 四十一条の四の規定による届 四十一条の四の規定による届 当 (代表者の氏名の変更に係 るものを除く。) があったと	一 (略)		三~六 (略)	- 法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出 (代表者の氏名の変更に係るものを除く。) があったと
報で公示しなければならない。 次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同	(略)	(略)	(略)	に掲げる事項を官報で公示しなければならない。文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ	(略)	(略)
			T		·	
表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。第百七条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には(公示)	三〜六 (略)	出があったとき。 出があったとき。	一 (略)		三〜六 (略)	出があったとき。 出があったとき。 出があったとき。
で公示しなければならない。の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同	(略)	略)	(略)	『に掲げる事項を官報で公示しなければならない。文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ	(略)	略)

三〜六 (略)	二 法第四十一条の三十八において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出 (代表者の氏名の変更に係るものを除く。) があったと	一 (略)
(略)	(略)	(略)